回 答 書

No.	対象	頁	項目名	質問	回答
1	募集要項	2	公募参加の資格	活用について申請者にのみ許可するとありますが、申請	本募集により提案のなかった区画及び日時については使
				者以外が運営開始後に有効活用事業を実施する場合は貴	用可能なため、岡崎市まちづくり推進課までご相談くだ
				市と直接契約をされるという認識で良いでしょうか	さい。なお、この場合においても申請者による転貸は禁
					止とします。
2	募集要項	4	事業者の決定の	有効活用事業を提案させていただき、実施できないとな	金額だけでなく提案内容も評価するため、原則実施をお
			取消し	った場合は金額点がつくことから予定していた分の使用	願いします。実施できなかった場合の違約金はありませ
				料を支払う以外に、実施できなかったことに対するペナ	んが、その内容や規模、理由等により、『募集要項』P.11
				ルティ等はあるか	の「6 使用許可の取消し又は変更」及び「7 損害賠
					償」に記載のとおり使用許可の取消しや損害賠償等を検
					討することがあります。
3	様式3		見積書	R7 と R8 年度に分けて金額記載することになっているが、	R7とR8年度で月当たりの使用料が異なるのは問題あり
				R7とR8年度で月当たりの使用料が異なるのは問題ないか	ませんが、最低使用料を下回らないようにしてくださ
				異なった場合の金額評価基準はどのように計算されるか	い。金額評価基準は募集要項 P. 3 及び P. 4 に記載のとお
					り、R7とR8年度の使用料の総額で評価します。
4	物件調書		資料1	使用料は、使用許可期間(令和7年10月1日から令和7	駐車場整備運営事業における使用料は、使用許可開始日
				年 10 月 31 日までの期間で事業者が許可申請を出した	(令和7年10月1日から令和7年10月31日までの期
				日) から発生という理解で良いか。物件調書(資料1)の令	間で事業者が許可申請において使用開始を希望し、『資料
				和7年度最低使用料は10月1日からの使用料が記載され	6-1 行政財産目的外使用許可書』の「(使用許可期
				ているかと思うが、どちらが正しいのか	間) 第3条」に記載される開始日) から発生します。な
					お、令和7年度の最低使用料は使用許可開始日が令和7

					年10月の何日からであっても「資料1 物件調書」に記載のとおりです。
5	募集要項	1	許可期間	事業者選定から許可開始期間が短く工事手配が間に合わ	工事手配が間に合わない場合においても、令和7年10月
				ない場合、最低、令和7年10月31日までに使用許可申	31日までを使用許可開始日とし、1週間前までを目安に
				請を行えば良いという理解で良いか	申請をしてください。これよりがたい場合は、選定後速
					やかに許可申請してください。なお、使用料は使用開始
					日までにお支払いいただく必要があります。
6	募集要項	10	設置物について	設置物について、木杭及びトラロープは事業者にて処分	暫定活用期間中使用しない期間がある場合は、原則原状
				とあるが、運営後は原状回復必要なのか	回復を必要としますが、詳細は本市との協議により決定
					します。
7	募集要項	10	太陽の城跡地利	太陽の城跡地利用調整会議で提案内容の説明とあります	提案内容の実現に向けて地域の意見をいただく会議とし
			用調整会議	が、基本的には提案した内容が何か覆ることはないとい	て開催いたしますが、近隣住民が受け入れ難い内容は変
				う理解で良いでしょうか。また、出席予定の方々へは、	更が必要な場合があります。
				事前に本公募の内容について理解を得ているという認識	本公募の内容については、事前に当会議に諮り理解を得
				で良いか。	ています。
8	募集要項	11	制限事項	転貸禁止と記載があるが、予約制駐車場の導入につい	本募集への申込者以外への委託内容が、転貸にあたらな
				て、貴市が協定を結んでいる中部電力に委託しても良い	ければ問題ありません。
				か。	
9	資料 2		企画提案に係る	プレゼンテーションの参加可能人数と時間内訳(プレゼ	プレゼンテーション5分、質疑応答(ヒアリング)20分
			審査	ン・質疑)をご教示ください。	を予定しています。参加可能人数は、3名までを目安と
					してください。
10	資料 2		整備・運営	整備前に整備計画書を提出とありますが、具体的にどの	協議依頼書、整備計画図面、機器や看板の図面(外観図
				ような資料がご教示ください。	含む)、工事工程表等により、整備内容が分かる資料を提
					出してください。

11	資料 4	2	料金について	駐車場料金は市と協議とありますが、運営開始後に変更	公有地による事業のため、過度な料金設定になっていな
				する場合も協議が必要か。必要な場合にかかる時間をご	いかや料金設定理由、混雑対策等について確認を行いま
				教示ください。	す。そのため、運営開始後に変更する場合も協議が必要
					です。協議状況にもよりますが、1週間程度要すると考
					えています。
12	資料 4	3	その他管理につ	3回以上の草刈り実施とありますが、対象範囲は事業区域	令和7年度は岩附造園(株)様に実施いただいています。
			いて (9)	⑤のみなのか、有効活用用地①~③も全て含まれるのか	当該業務委託には本募集以外の範囲を含んでいるため、
				ご教示ください。現在貴市が実施している草刈りを業者	正確な金額は不明です。
				委託している場合は委託先と金額をご教示ください	有効活用事業により長期間使用する場合は、本市との協
					議により草刈りをお願いする場合があります。
13	募集要項	10	設置物について	⑤を駐車場運営する際に運営に支障が生じると判断した	運営に支障が生じる場合は整備計画に記載の上で、市が
				既存設置物については、事業者にて撤去してよいか。	承諾した場合は撤去いただいて問題ありません。原則原
				活用終了時に原状回復必要なのか。	状回復を必要としますが、詳細は本市との協議により決
					定します。ただし、⑤区画北東側にある看板及び支柱の
					原状回復を求める予定は現状ありません。